



# 税金の低い仕組みを使って 合法的に会社の資金を移転する方法

永井通信  
☆第21号☆

株式会社東海保険 TEL 0564-27-2533 携帯 080-6903-3880

こんにちは！(株)東海保険の永井です。今回は『退職金税制のメリット』をお伝えします。このメリットを最大限生かせるのは経営者の皆さんですが、会社員の方もこの税制メリットは使えます。

## ★退職金の課税方法★

退職金は税金が安い！ということ経営者の方であれば貯められている方も多いのではないのでしょうか？では具体的に見ていきましょう。

### ◆分離課税

退職金は分離課税されます。これは他の所得がいくらあったとしても退職金は単独で課税されるということです。（合算されて金額が高くなればなるほど税金は高くなっていきますので、これはメリットです。）

### ◆おおきな退職所得控除

退職所得控除は支払われた金額からこの金額を差し引いていいですよということです。すなわち、この控除金額以下なら税金がかかりません。その計算式は勤続年数によって変わってきます。

20年以下なら⇒40万円×勤続年数

20年超なら ⇒80万円+70万円×(勤続年数-20年)

勤続年数30年の方なら1500万円までは退職所得控除で税金がかかりません！役員報酬や給料等での所得税と比べるとものすごく違いますよね。

### ◆さらに1/2課税

まだ終わっていません！退職所得控除を引き終わって、まだ残っている場合でも課税対象となる金額は実にその半分！

### ◆まとめると・・・

課税対象となる退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除) × 1/2

例えば、勤続35年の社長さんが勇退されて3000万円の退職金を受け取りました。まずは3000万円から退職所得控除1850万円を引いて1150万円。その半分なので575万円が課税対象となり税金がかかります。

## ★注意点★

役員等勤続年数が5年以下である人が支払いを受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、平成25年度分以後は退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額になります。

(『さらに1/2課税』が受けられない。)これは役人の天下り防止策として改正されました。

※税制は今後、改正されることがあります。

※本通信を今後要らない方は、お手数ですが私までお申し付けください。よろしくお願いいたします。



## 退職金



## ★過大な退職金は全額損金となりません★

役員退職金の適正額としてよくつかわれるものが下記の計算式です。

『役員報酬月額×役員在任年数×功績倍率』  
功績倍率は様々な考え方がありますが、おおよる会長が2.8倍、社長3倍、副社長2.6倍、専務2.4倍取締役2倍、監査役1.4倍くらいです。

例えば、30歳から専務取締役として親父さんの後継者として勤務し、最終退職が社長、報酬月額100万円で、65歳に勇退とすると、  
100万円×35年×3倍=1億500万円となります。

この金額、いくら試算で出たからと言っても、無い袖は振れませんのであしからず・・・。

少しずつでもなるべく早い時期から積み立てを始めることをお勧めします。あと、退職金規定の整備もお忘れなく。

## ★退職金を2度受け取る★

後継者に会社を引き継ぐ際に、第一線から退いた後も会社に席を置き、様子を見守ることが出来たら後継者も安心して経営を引継ぐことが出来るのではないのでしょうか。その後、後継者が不安なく経営を行うようになったことを見届けた時、完全に勇退することが出来たら・・・。

このようなステップを踏んで勇退された場合、役員退職金を2度受け取ることが可能です。ただし、この『みなし退職』は形式上、代表権を外れても依然として会社の経営権を握っているような場合には認められません。

## 発行者プロフィール

名前 : 永井 教盟 (ながい のりちか)  
誕生日 : 昭和54年12月23日 出身地 : 幡豆  
趣味 : 読書 (最近メンタリストDaiGoが面白い!)  
経歴 : 2008年12月、保険業界へ転職  
資格 : 生保協会認定FP LCQS協会認定証券診断士  
相続診断士 住宅ローンアドバイザー

## 生命保険かけこみ相談室(080-6903-3880)

○生命保険会社が更新型を勧める理由。  
○生命保険営業が更新型を勧める理由。  
○生命保険会社が年中採用を募っている理由。  
○生命保険の担当者がすぐ変わってしまう理由。  
○生命保険を生業とするなら勉強不足は社会悪である。

そのお悩み解決できます! p(^.^)q